
第6 将来像を実現するための計画

- 1 施策の体系
 - 基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす
 - 基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる
 - 基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる
 - 基本方針4 市民・企業・行政の協働
 - 2 選択と集中による効果的な取組みの推進
 - 3 基本方針別の具体的な取組み
 - 4 計画の推進に当たって
-

第6 将来像を実現するための計画

1 施策の体系

緑と水の将来像、計画の目標達成の実現に向けて、4つの基本方針ごとに、施策方針・施策を位置づけます。

基本方針	施策方針	施策
1 ふるさとでの緑と水をまもり・いかす 「昔からの自然の骨格の継承」と「暮らしと歴史に育まれた緑と水の保全・活用・継承」	① 狭山丘陵の緑の保全・活用	(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全・活用 (2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復 (3) 林間レクリエーションゾーンとしての活用
	② 水辺の保全・活用	(1) 水辺空間の整備・保全・活用 (2) 湧水の保全
	③ 生物多様性の保全・回復	(1) 多様な生物の生息環境の保全・回復
	④ 農地の保全・活用	(1) 農地の保全 (2) 農地を活かしたまちづくり
	⑤ 多様な緑空間の活用	(1) 多様な緑空間を活かしたまちづくり
	⑥ 樹林地の保全	(1) 樹林・樹木の保全 (2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全
	⑦ 都市公園施設の管理	(1) 都市公園の長寿命化
	⑧ 緑のリサイクル	(1) 緑のリサイクルシステムづくり (2) 雑木林のサイクルの回復

緑と水の将来像 「緑と水の都市」

具体的な取組み	掲載頁
1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進 2 緑地保全制度の継承 3 都市計画緑地の保全と公有地化 4 多様な手法の活用による狭山丘陵の民有緑地の保全	P58 P58 P58 P60
5 自然生態系の調査 6 樹林等の適正な管理 7 環境教育活動の充実	P60 P60 P60
8 緑地を自然と人との共生体験の場として活用	P60
9 水と生き物にふれあう川づくり 10 奈良橋川における環境整備 11 前川の保全 12 河川の水質向上・浄化対策 13 野火止用水の保全	P62 P62 P62 P62 P64
14 湧水と周辺の緑の保全	P64
15 トウキョウサンショウウオ等の生息地の保全 16 外来種対策	P66 P67
17 農地環境の整備 18 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用	P68 P68
19 市民農園の整備 20 観光農業及び学校農園の推進 21 農地の活用による防災機能の強化	P69 P69 P69
22 空き地等の活用による公開緑地の創出	P70
23 保存樹林・保存樹木の指定制度の充実 24 保存樹林・保存樹木のPR 及び支援の検討	P70 P70
25 歴史的な緑及び原風景を形成する緑の保全	P70
26 公園施設長寿命化計画の推進	P71
27 剪定枝や落ち葉のリサイクル	P71
28 雑木林における多様なサイクルの回復	P71

第6 将来像を実現するための計画

	基本方針	施策方針	施策
緑と水の将来像 「緑と水の都市」	2 緑の拠点とネットワークをつくる 「市全体と地域の特性をいかした多様な緑の創出」と「緑と水の資源をつなぐネットワークの創出」	① 公園・緑地等の適正な配置	(1) 公園・緑地等の配置計画
		② 市民ニーズに合った公園の整備・管理・活用	(1) 身近な公園づくり (2) 安全・安心な公園づくり (3) 特色ある公園づくり
		③ 緑と水によるネットワークの形成	(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成 (2) 歩道及び自転車通行空間の整備・活用 (3) 生態的なネットワークの形成
	3 緑と花があふれるまちをつくる 緑と花によるまちの個性と彩りの創出	① 公共空間の緑化	(1) 公園の緑化
			(2) 道路の緑化 (3) 公共公益施設の緑化 (4) 駅周辺の緑による顔づくり
			② 緑化重点地区

具体的な取組み	掲載頁
29 多様な緑の空間の配置 30 都市基幹公園の管理・活用	P72 P72
31 地域の特性に応じた公園の整備・管理・活用	P73
32 誰もが安心して利用できる公園の管理	P73
33 特色ある公園づくりの推進	P73
34 花木を活かしたネットワークの形成	P74
35 既存ルートを活用 36 幹線道路の歩道整備 37 河川管理用通路の活用 38 ウォーキングマップの活用促進	P74 P74 P74 P75
39 生物の移動・生息環境の維持	P75
40 季節感のある植栽の実施 41 植栽の適正な管理	P76 P76
42 季節感のある植栽の実施 43 ポケットパーク的空間の整備 44 道路の緑化及び街路樹の適正な管理	P76 P76 P77
45 季節感のある植栽等の実施 46 接道部や建物等の緑化	P77 P77
47 駅周辺の緑と花による顔づくり	P77
48 緑化重点地区の指定	P77

第6 将来像を実現するための計画

基本方針	施策方針	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緑と水の将来像 「緑と水の都市」</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4 市民・企業・行政の協働</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民・企業・行政の多様な連携による緑の保全・活用・創出</p>	① 緑化のしくみづくり	(1) 公園・緑地等の計画・整備・管理・活用
	② 緑化の支援体制づくり	(1) 多様な活動の支援 (2) 緑化知識習得機会の創出 (3) 情報発信機能等の強化 (4) 環境緑化基金の活用推進
	③ 緑の普及・啓発	(1) イベントの開催 (2) 緑化の奨励 (3) ガイドブック等の作成 (4) 緑の調査・教育

第6 将来像を実現するための計画

具体的な取組み	掲載頁
49 多様な主体の連携・協働による計画・整備・管理・活用 50 民間活力による公園の計画・整備・管理・活用 51 市民花壇の整備 52 市民参加による街路樹等の管理	P78 P78 P78 P78
53 ボランティア等の育成・支援	P79
54 講習会や園芸教室等の開催の推進	P79
55 情報発信機能等の強化	P79
56 環境緑化基金の活用推進	P79
57 市民参加イベントの開催	P81
58 住宅地の緑化の奨励 59 工場・事業所の緑化の奨励 60 商店街の緑化の奨励 61 駐車場の緑化の奨励 62 保存生垣制度活用の奨励 63 街づくり条例や地区計画制度を活用した緑化の推進	P81 P82 P82 P82 P82 P83
64 緑のガイドブック等の作成	P83
65 市民協働による自然環境の調査・学校教育との連携	P83

2 選択と集中による効果的な取組みの推進

(1) 重点取組の選定

「1 施策の体系」では、緑と水の将来像「緑と水の都市」の実現に向けて、4つの基本方針ごとに、65の具体的な取組みを位置づけています。これらの取組みは、将来像の実現に向けて必要と考えられる取組みを網羅していますが、計画期間や財源が限られる中、将来像の実現を効果的に進めるためには、重点的に取組むべき施策を重点取組として選定し、選択と集中により効果的に事業を推進する必要があります。そこで、4つの基本方針ごとに、「第4 緑と水の現況と課題」で抽出した「改定における視点」(下記)を踏まえて「重点取組」を選定することとします。なお、「重点取組」については、計画期間中に優先的に取組むものとし、中間年次など計画期間の途中段階で、進捗を把握し、進捗状況に応じた改善などに取組むものとしします。

【改定における視点】(31 ページ再掲)

- ①緑と水の資源を保全するとともに、交流人口の増化に寄与するように積極的に活用を図る計画とします。
- ②農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とします。
- ③樹林地の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化緩和に資する計画とします。
- ④公園・緑地だけでなく、多様な緑の創出と整備を図る計画とします。
- ⑤河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図る計画とします。
- ⑥緑や花による緑化の推進を図る計画とします。
- ⑦緑と水に関する広範な取組みにおいて、市民・市民団体・企業等との協働を深める計画とします。

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかすに関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組	改定における視点
①	(1)	1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進	①
④	(1)	18 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用	②
④	(2)	19 市民農園の整備	②
⑦	(1)	26 公園施設長寿命化計画の推進	①
⑧	(2)	28 雑木林における多様なサイクルの回復	③

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくるに関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組み	改定における視点
①	(1)	29 多様な緑の空間の配置	④
②	(3)	33 特色ある公園づくりの推進	①
③	(1)	34 花木を活かしたネットワークの形成	⑤

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくるに関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組み	改定における視点
①	(4)	47 駅周辺の緑と花による顔づくり	⑥
②	(1)	48 緑化重点地区の指定	⑥

基本方針4 市民・企業・行政の協働に関連する「重点取組」

施策方針	施策	具体的な取組み	改定における視点
①	(1)	51 市民花壇の整備	⑦
②	(1)	53 ボランティア等の育成・支援	⑦
③	(1)	57 市民参加イベントの開催	⑦

(2) 確認指標(取組み進捗状況)の設定

将来像の実現には、4つの基本方針の進捗が欠かせません。また、その進捗管理及び検証を効率的に行う必要があります。そこで、4つの基本方針の進捗度合いを検証する一つの指標として、前項において4つの基本方針ごとに選定した「重点取組」から特徴的な取組みを抽出し、確認指標として目標値を定めます。

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

具体的な取組み 18(重点取組)関連

確認指標① 生産緑地地区の面積

【目標設定の考え方】

- ・第一次計画の期間中における生産緑地減少率（平成10年から平成29年の19年間の年平均減少率：旧法1.89%、新法1.28%）を維持します。
- ・地区指定から30年が経過すると買取り申出が可能となり、多くの農地が宅地等に転用され、急激に減少することが考えられるため、特定生産緑地への指定促進を図ります。
- ・特定生産緑地の指定を促進するような具体的取組みを行わない場合の指定率を、国土交通省の資料から以下のように75%と想定します。
 [特定生産緑地への指定意向の割合（アンケート結果）]
 A：全ての農地を移行する60%
 B：5割以上移行15%+5割未満移行5%+分からない9%=29%のうち約半数の15%が移行すると想定
 C：特定生産緑地の指定率：A（60%）+B（15%）=C（75%）
- ・東大和市では、第一次計画の期間中における生産緑地減少率を維持しつつ、特定生産緑地の指定率75%に5%上乗せした80%の移行を目指します。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
生産緑地地区の面積	44.63ha	34.99ha	33.03ha以上

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

具体的な取組み 19(重点取組)関連

確認指標② 市民農園の貸し出し数

【目標設定の考え方】

- ・「第二次東大和環境基本計画」で示した環境指数「市民農園の貸し出し数」の目標は、現況（平成27年）：226区画、目標（平成38年）：現況値より増加を目指すとしています。
- ・「東大和の環境（平成28年度版）」の現況値：195区画を基準年値に設定し、上記の環境指数・目標値である「226区画より増加を目指す」との整合を図ります。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成29(2017)年	中間年次目標値 平成35(2023)年	取組みの目標値 平成40(2028)年
市民農園の貸し出し数	195区画	210区画より増加 を目指します	226区画より増加 を目指します

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる
確認指標③ 特色ある公園の数

具体的な取組み 33(重点取組)関連

【目標設定の考え方】

- ・開設後も地域の応援・愛着をもっていただけるよう、地域住民と十分に協議のうえ、中間年次までに、既存公園の中から1箇所、特色ある公園の整備を目指します。
- ・計画期間内に3箇所再整備することを目指します。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
再整備する公園の数	0箇所	1箇所	3箇所

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

具体的な取組み 47(重点取組)関連

確認指標④ 市民協働で管理されている駅周辺の花壇の箇所数

【目標設定の考え方】

- ・中間年次までに、既に花壇が整備されている東大和市駅もしくは玉川上水駅に、新たな花壇を1箇所整備することを目指します。
- ・現在、花壇が整備されていない上北台駅なども含めて、さらに2箇所の花壇を増やすことを計画期間内に目指します。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
花壇の箇所数	2箇所	3箇所	5箇所

基本方針4 市民・企業・行政の協働

具体的な取組み 53(重点取組)関連

確認指標⑤ 市民の緑と水に関わるボランティア参加率

【目標設定の考え方】

- ・緑と水に関わるボランティアの参加率の倍増を目指します。
- ・「緑と水に関する市民アンケート調査結果」から既に緑と水に関わるボランティアに参加している市民の割合：1.4%を、倍の2.8%に増やすことを計画期間内に目指します。

表. 取組みの目標値

		現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
ボランティア参加率		1.4%	2.1%	2.8%
参考	都市計画区域人口 に対する割合	1,187人	1,798人	2,391人
	都市計画区域人口	約 84,800人	約 85,600人	約 85,400人

基本方針4 市民・企業・行政の協働

具体的な取組み 57(重点取組)関連

確認指標⑥ 狭山丘陵における体験学習の参加者数

【目標設定の考え方】

- ・「第二次東大和環境基本計画」で示した環境指数「狭山丘陵における体験学習の参加者数」の目標は、現況（平成 27 年）：25 人/回、目標（平成 38 年）：40 人/回としています。
- ・「東大和の環境（平成 28 年度版）」の現況値：265 人/12 回=22.08 人/回を基準年値に設定し、上記の環境指数・目標値との整合を図ります。

表. 取組みの目標値

	現況値 平成 29(2017)年	中間年次目標値 平成 35(2023)年	取組みの目標値 平成 40(2028)年
参加者数	22人/回	34人/回	42人/回

3 基本方針別の具体的な取組み

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

施策方針① 狭山丘陵の緑の保全・活用

(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全・活用

1 狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進【重点取組】

- 東京都と埼玉県にまたがる広大な狭山丘陵の緑と水の活用を促進するため、東京都、関係市町、公園管理者等と連携して、イベント開催等を推進します。

2 緑地保全制度の継承

国は、首都圏近郊緑地保全法に基づき首都圏とその周辺の緑地の保全と無秩序な市街化を防止するため、狭山緑地とその南側の斜面地を近郊緑地保全区域として指定しています。また、東京都は、自然公園法等に基づき優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図るため、瑞穂町から東村山市にかけての狭山丘陵を都立狭山自然公園として指定しています。



都立狭山自然公園

- 国及び東京都と連携して、これらの制度を継承していきます。併せて、都立公園も含めた公有地のサクラの維持・更新について、東京都に要請していきます。

東京都は、都市計画法に基づき都市の美観や風致を維持するため、多摩湖南側の湖畔地区を中心に「廻田風致地区」を指定しています。平成26年には、権限移譲により市が風致地区条例を制定し、建築等の行為の許可等の事務を行っています。

- 今後も風致地区の指定を維持し、制度を継承していきます。

3 都市計画緑地の保全と公有地化

狭山丘陵の保全のため、狭山緑地、東大和緑地、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地が都市計画決定されています。また、その一部は都市公園として一般の利用に供しています。

- 現在、市は東大和狭山緑地を公園・緑地として公有地化を進めており、引き続き公有地化を進めるとともに、施設の充実を図っていきます。
- また、東大和芋窪緑地については、東京都に公有地化を要請していきます。



東大和芋窪緑地

●コラム1 「狭山丘陵」はどんな場所？

東大和市の北に位置する狭山丘陵は、東京都東村山市・東大和市・武蔵村山市・西多摩郡瑞穂町、埼玉県所沢市・入間市の5市1町にまたがる広大な緑地です。

● 東大和市だけでなく、東京都や首都圏の中でも貴重な自然環境

多摩湖を含む狭山丘陵は、市街化の進んだ首都圏にあって、相当規模のまとまりを持つ樹林地等が残り、良好な自然環境、すぐれた自然の風景を形成しています。

このような貴重な自然環境を保全するとともに、利用の増進を図るために、市だけでなく国や東京都が、以下に示すような各種の法制度の指定を行い、保全や利活用を推進しています。また、その一部が都市公園として整備され、利用されています。

区域の名称		指定(決定)年	根拠法等
都立狭山自然公園		昭和26年	自然公園法、東京都自然公園条例
都市計画緑地	第6号狭山緑地	昭和32年	都市計画法
	第5号東大和緑地	昭和47年	
	第9号東大和狭山緑地	昭和60年	
	第10号東大和芋窪緑地	平成3年	
狭山近郊緑地保全区域		昭和42年	首都圏近郊緑地保全法

● 多様な生物の生息・生育の場

環境省は、国土の生物多様性保全の観点から重要な地域を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的にして、下記の選定基準に基づいて「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」を選定しています。

基準1：多様で優れた二次的自然環境を有する

基準2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する

基準3：生態系ネットワークの形成に寄与する

東京都内では8つの選定地があり、狭山丘陵は上記基準のすべてに当てはまるとして選定されています。

● トトロの森

狭山丘陵は『となりのトトロ』の舞台のモデルの一つになってと言われています。

このトトロの森・狭山丘陵を守るために、市民や企業から寄付を募って美しい自然などを買い取って将来に引き継いでいくナショナル・トラストという活動が、公益財団法人トトロのふるさと基金によって進められています。

このトラスト取得地（トトロの森）は、東大和芋窪緑地にも2箇所（計約1ha）あり、公益財団法人トトロのふるさと基金では、現況の植物等の調査を行い、その結果を踏まえた管理方針を策定したうえで、ボランティアのご協力を得ながら保全の取組みを進めていくとしています。

4 多様な手法の活用による狭山丘陵の民有緑地の保全

狭山丘陵の南側には、社寺林と民有の樹林地が一団の緑として残されています。この緑は、狭山丘陵の緑地を連続的につなぐ役割を担っています。

- これらの樹林地について、都市環境の保全、都市景観の維持のために、都市緑地法に基づく市民緑地制度や東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づく保存樹林など多様な緑地保全手法の組み合わせによる保全を検討していきます。

(2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復

5 自然生態系の調査

- 自然保護思想の普及を図るため、生息する生物の実態調査を実施します。

6 樹林等の適正な管理

東大和狭山緑地では、狭山丘陵の生態系を守り、二次林としての保全を図るため、市民団体により萌芽更新が行われています。

- 狭山丘陵の生態系を守り、生物多様性を維持していくため、市民協働による計画的な萌芽更新などの管理を継続していきます。
- また、市民と行政が協働で計画的な萌芽更新などの管理を実施できるよう体制を整えます。
- さらに、市民団体などと協力しながら、東大和狭山緑地の樹林等の適正な管理のマニュアルや計画等を定め、良好な保全に努めます。



萌芽更新（草刈り作業）

7 環境教育活動の充実

郷土博物館では、狭山丘陵や多摩湖を観察地として、自然観察会などを行っています。

- 今後も、環境教育活動の充実を図っていきます。

(3) 林間レクリエーションゾーンとしての活用

8 緑地を自然と人との共生体験の場として活用

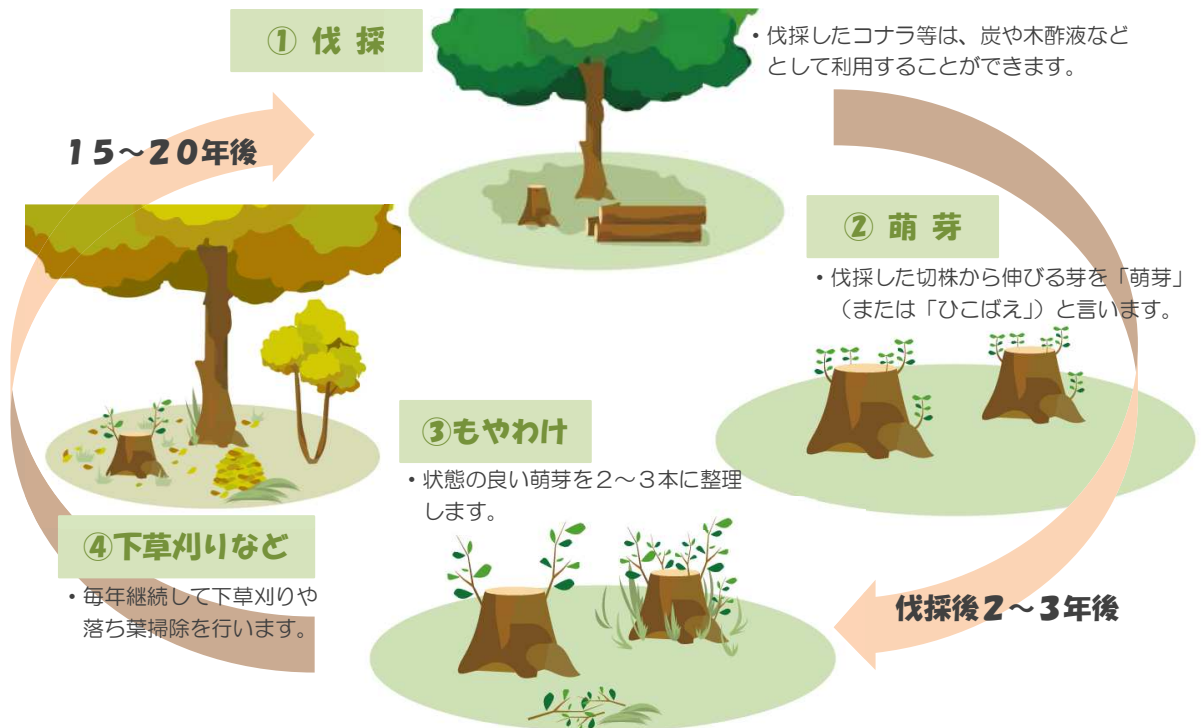
- 東京都と連携し、狭山丘陵の自然環境の保全に配慮しながら、散策やサイクリング、アスレチック、郷土博物館が行うバードウォッチング、狭山丘陵に自生する野草の観察など、市民の健康づくりや自然と人との共生を体験できる場として積極的な活用を図っていきます。

●コラム2 雑木林の「萌芽更新」とは？

雑木林では、薪や炭などを得るために定期的に伐採と更新を繰り返す循環型の利用が行われてきました。また、農業用の肥料とするための落ち葉かきなど、人の手が入ることによってその環境が維持されてきました。さらに、定期的な伐採や落ち葉かきなどにより、多様な下層植生に恵まれ、昆虫や小動物が生息する生物多様性に富んだ場所となっていました。

雑木林の「萌芽更新」は、この循環型の緑地管理手法の一つです。広葉樹の幹を切ると、切り株からたくさんの芽が伸びてきます。この芽を育てることを「萌芽更新」と呼び、15～20年のサイクルで萌芽更新をくり返すことで雑木林の維持・再生を図り、多様な生物の生息空間を保全しています。

●萌芽更新の流れ



●活動紹介 東大和狭山緑地の萌芽更新の取組み

「東大和市狭山緑地雑木林の会」では、東大和狭山緑地で月4回の活動（萌芽更新・落ち葉清掃・下草刈り・樹木の剪定等）を行い、適正な管理に努めています。現在、会の登録者数は約50名程度で、活動時には市内や近隣市から約25名程度の方々が参加しています。

このほか、毎年「環境市民の集い」に出展し、工作指導や炭や竹酢液・木酢液の無料配布等を行っています。また、間引きした竹やコナラを利用した炭焼きやタケノコ掘りの体験指導、竹とんぼ作りなどの指導等も実施しています。



炭焼き作業

第6 将来像を実現するための計画

施策方針② 水辺の保全・活用

(1) 水辺空間の整備・保全・活用

9 水と生き物にふれあう川づくり

現在、東京都により空堀川と奈良橋川の整備が進められています。引き続き、水辺空間が市民のふれあいと憩いの場となるよう、東京都と連携して、適正な維持管理を行っていきます。

- 人が水と生き物にふれあえる親水空間として、治水や河川の管理上支障のない範囲で河川の自然の営みを活かし、良好な河川環境を創出するための整備を行うよう、東京都に要請していきます。
- 空堀川と奈良橋川の両岸に整備される管理用通路については、植栽するなど市民のふれあいと憩いの場となるよう、東京都に要請していきます。
- 旧河川敷地を活用し、親水機能を確保した快適な歩行空間となるよう、東京都に要請していきます。



空堀川

10 奈良橋川における環境整備

- 流域に緑が多く残り変化のある奈良橋川の整備に際し、歩行者や自転車が自由に通行できる管理用通路の整備や水辺と緑が一体となった快適な環境の河川となるよう東京都に要請していきます。

11 前川の保全

- 前川については、機能や安全性等を踏まえたうえで、市街地における貴重なオープンスペースとして、引き続き保全していくとともに、環境改善に向けた検討を行います。

12 河川の水質向上・浄化対策

空堀川や奈良橋川については、公共下水道等の普及により水質が改善され、魚等の生息が確認されています。

- 流域自治体と連携を図り、また、市民との協働により、引き続き水質の向上と浄化対策を図っていきます。

●コラム3 東大和市内の「河川」

東大和市内には、空堀川・奈良橋川・前川が流れています。

東京都の柳瀬川流域内にある空堀川及び奈良橋川は、東京都の「柳瀬川流域河川整備計画」に位置づけられており、「洪水に対する安全性を向上すると共に、生態系に配慮した川づくりや、水辺に親しめる川づくり」が進められています。

●活動紹介 空堀川の「いい川づくり」の取組み

「空堀川を考える会」では、空堀川の清掃活動を年3回（4月、7月、11月）実施しています。現在、会員数は15名程度で、河川管理者である東京都（北多摩北部建設事務所）が後援し、市と地元企業が協賛、（公益財団法人）東京都公園協会から助成を受けています。

ゴミ拾いや草刈りなどのクリーンアップ活動を行い、市民や地元企業の方のボランティア体験の場としています。



空堀川クリーンアップ活動

●活動紹介 日本ユネスコ協会連盟「プロジェクト未来遺産」登録

「玉川上水ネット」は、玉川上水流域で活動する23の市民団体と6個人がネットワークを形成し、情報共有しながら、調査活動や自然観察会、自生ホタルの復活・研究をはじめ、次世代とともに、玉川上水および武蔵野の自然環境と歴史・文化的景観を守る活動を行っています。

それらの活動は、日本ユネスコ協会連盟の「プロジェクト未来遺産 2016」に登録されています。地域の豊かな自然や文化を100年後の子ども達に残すため、その構成団体の一員として「玉川上水野火止用水ネットワーク・東大和」が参画しています。



野火止用水クリーンアップ活動

13 野火止用水の保全

東京都は「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全するため、野火止用水を歴史環境保全地域として指定しています。

- 東京都と連携して、歴史環境保全地域の指定を継承し、良好な野火止用水の緑と水辺環境を保全していきます。



野火止用水歴史環境保全地域

また、市民と行政の協働により、かつてホタルが飛びかった野火止用水にホタルを回復する取組みを進めてきました。

- 今後は、生息環境としての適切性など、ホタル回復の取組みの継続性について検討していきます。

(2) 湧水の保全

14 湧水と周辺の緑の保全

- 狭山丘陵のふもとに点在する湧水について、東京都と連携を図り、地下水の湧水量や水質の調査を実施し、湧水地点及び周辺環境の保全を図っていきます。

●コラム4 東大和市内の「湧水」

東京都環境局が湧水の保護と回復を図るために57か所の湧水を「東京の名湧水57選」として平成15（2003）年1月に発表しています。

東大和市内では、ニツ池公園と湖畔ビオトープの2箇所が名湧水に選出されています。

●ニツ池公園（東大和20景）

ニツ池公園は、都立東大和公園の西側に接した約3,000㎡の街区公園です。池は前川の源流部になっており、昭和30年代前半までは、周辺にあった「狭山田んぼ」の用水でした。水田がなくなったあと、昭和53（1978）年に公園として生まれかわりました。

池には小魚の姿も見られ、子どもから大人まで市民の憩いの場として利用されています。



ニツ池公園

●湖畔ビオトープ

湖畔ビオトープは、狭山丘陵の麓に位置し、崖線から湧出する水を利用した約400㎡程度のビオトープ池です。

市民ボランティアのご協力を得て、管理・整備等を行っており、児童・生徒の環境学習活動に活用されています。

また、ホタルの飼育にも取り組まれており、市民に親しまれています。



湖畔ビオトープ

施策方針③ 生物多様性の保全・回復

(1) 多様な生物の生息環境の保全・回復

15 トウキョウサンショウウオ等の生息地の保全

狭山丘陵にはトウキョウサンショウウオが生息しており、市民と行政の協働により保護されています。また、この他にも市内にはオオムラサキやハルゼミなどの希少な生物の生息が確認されています。

- これら多様な生物の生息空間を保全するため、希少な生物の生息地に隣接する樹林や河川、池などの維持保全、特色ある公園の整備、二ツ池などでの外来種駆除などの対策を行います。



トウキョウサンショウウオ

●コラム5 マツ林に生息する「ハルゼミ」

ハルゼミとは、和名のとおり、4～6月にマツ林に発生するセミ科の昆虫です。日本ではマツ林の減少に伴い、個体数が減少したことから、多くの自治体で絶滅危惧種に指定されています。

東大和市では、多摩地区唯一のハルゼミの生息地といわれている都立東大和公園のマツ林がありますが、松枯れ病により多くのアカマツが枯れ、ハルゼミも減少しています。

●ハルゼミの特徴

ハルゼミは、体長約35mmの小型のセミで、背面は全体黒っぽく、腹側は白色を帯びています。

幼虫はアカマツを寄主とし、アカマツ林に特異的に発生します。成虫はセミ類の中では最も早く4月下旬から出現し、アカマツにとまって晴天時に合唱します。鳴き声も「ジージー」、「ゲーキョゲーキョ」、「ムゼームゼー」と特徴的です。



ハルゼミ

●活動紹介 アカマツの保全の取組み

都立東大和公園では、東京都による「多様な生物が生息する都立公園づくり」が進められており、自然環境調査や周辺自治会・市民団体などとの検討会を経て、生物多様性に配慮した保全管理計画が策定されています。この計画では、ハルゼミの生息環境となるアカマツ林の保全・再生を目指しています。

アカマツ林の保全・再生においては、都立東大和公園の指定管理者と市民団体「東大和市環境を考える会」によって、アカマツや雑木林の保全を目指した下草刈り及び自然観察会等を開催しています。

若いアカマツを育てるためにはマツボックリから落ちた種を育てていく必要がありますが、都立東大和公園では以前から取組みが行われ、一部のアカマツは4～5mまで育っています。

16 外来種対策

- アライグマ（特定外来生物／緊急対策外来種）、ハクビシン（重点対策外来種）、オオカワチシャ及びオオキンケイギク（特定外来生物／緊急対策外来種）、オオブタクサ及びセイタカアワダチソウ（重点対策外来種）、ナガミヒナゲシ（その他）などの外来種について、東京都及び周辺自治体と連携して対策を検討します。
- また、市報やホームページなどを通じて市民に注意喚起や対策等の周知を行います。

●コラム6 「外来種」とは？

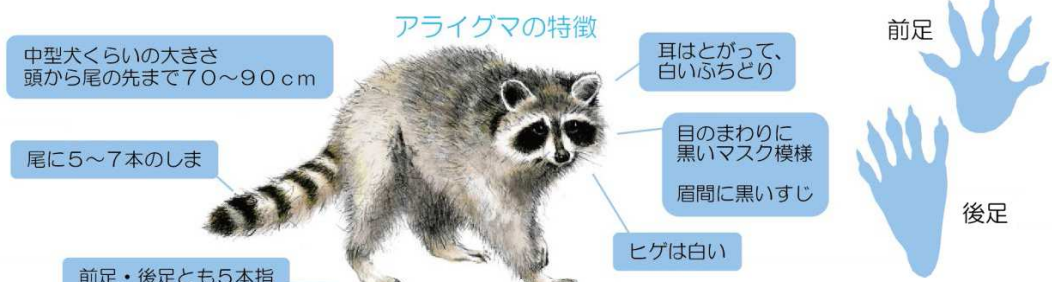
「外来種」とは、人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた種です。東大和市では、アライグマ、ハクビシン、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの外来種について、東京都及び周辺自治体と連携して対策を検討しており、市報やホームページなどを通じて市民に注意喚起や対策等の周知を行っています。また、捕獲器を設置することによるハクビシンの捕獲及び回収処分（無料）を行っています。

●「特定外来生物」とは？

「特定外来生物」とは外来生物法で、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして指定された生物です。東大和市でも対策に取り組んでいるアライグマやオオキンケイギク等も「特定外来生物」です。

■アライグマ

アライグマは北アメリカ大陸、ハクビシンは中国南部・東南アジアなどから持ち込まれた外来生物です。近年、東京都では23区や多摩地区とともに目撃数や捕獲数が増加しています。



出典：東京都環境局資料

■オオキンケイギク

オオキンケイギクは、5月～7月頃にかけて、鮮やかな黄色の花をつけます。強靱な繁殖力を持つため、一度定着すると、存来の野草を駆逐し、周辺の景観を一変させてしまっています。



オオキンケイギク
出典：環境省

施策方針④ 農地の保全・活用

(1) 農地の保全

17 農地環境の整備

市街地の貴重な緑地空間である農地には、周辺環境との調和が求められます。

- 外周部に適切に緑を配置したり、表土の流失を防止する措置を講じるなど、市民生活と調和した農地環境の整備を促していきます。

18 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用【重点取組】

社会情勢の変化に伴い、都市農業の有する供給、防災、景観・環境保全、交流など多様な機能が再評価されています。国は、平成 27 年に制定した都市農業振興基本計画において、都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全することとしました。また、都市緑地法の改正により、都市農地は貴重な緑地として位置づけられました。



生産緑地

- 市では、生産緑地法の改正を受け、生産緑地地区の指定要件を緩和する条例を制定し、農地の生産緑地としての保全に努めています。
- このように、農地のあるまちづくりを進めるため、市街地の貴重な緑地空間である農地は、農業振興施策との連携のもと、都市にあるべきものとして保全するとともに活用（公園や市民農園等）に努めていきます。
- このため、生産緑地地区に指定されていない農地の追加指定を図るとともに、地区指定から 30 年を経過し、買取り申出が可能になる生産緑地地区について、特定生産緑地への指定促進を図ります。
- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行（平成 30 年 9 月 1 日）により、農地の所有者は、相続税の納税猶予の適用を受けたまま、自ら耕作を行う者又は市民農園を開設する者に都市農地（生産緑地）を貸し出すことが可能となりました。これにより、都市農地（生産緑地）が有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られます。こうした制度について、PR に努めていきます。

(2) 農地を活かしたまちづくり

19 市民農園の整備【重点取組】

市民農園は市民が直接土に触れ、野菜等を収穫したり、交流を図ったりすることができる貴重な空間です。

- 農業の収穫体験等ができる機会の提供などに向け、農家や農協と連携して、市街地の貴重な緑地空間である農地を市民の緑とのふれあいの場として、市民農園などに活用できるよう検討を進めます。



市民農園

20 観光農業及び学校農園の推進

市内で生産される農産物は、消費者が自ら収穫したり直接購入したりすることにより、店舗での購入とは違った喜びが得られます。

- 地域の特性を活かした観光型農業の推進、観光振興と連携した観光農業のPRを推進します。
- また、学校教育の中で生物や植物を知り農業体験を行うための施設として、学校からの要請に応じて、学校農園の整備（体験教育・環境教育）を行っていきます。

21 農地の活用による防災機能の強化

市では防災機能の確保を目的に、災害時協力農地の登録を行っています。

- 災害時協力農地の登録を市民にPRするなど、都市農地による防災機能の強化に努めます。



災害時協力農地

第6 将来像を実現するための計画

施策方針⑤ 多様な緑空間の活用

(1) 多様な緑空間を活かしたまちづくり

2.2 空き地等の活用による公開緑地の創出

財政面から、市が新たに用地を取得し、都市公園を整備していくことには限界がある一方で、市内には、未利用の空き地等が見受けられます。

- こうした民有の空き地等について、都市緑地法に基づく市民緑地認定制度等を活用し、地域の自治組織や NPO 法人等と協力しながら、公園と同等の公開された緑地空間を創出する取組を検討します。

施策方針⑥ 樹林地の保全

(1) 樹林・樹木の保全

2.3 保存樹林・保存樹木の指定制度の充実

東大和市みどりの保護・育成に関する条例により、良好な自然環境資源となる一定の樹林地や樹木等について、保存樹林及び保存樹木に指定しています。

- この制度を維持し、市の良好な自然環境資源として樹林・樹木の現状把握及び保全に努めていきます。

2.4 保存樹林・保存樹木の PR 及び支援の検討

保存樹林、保存樹木は、市街地の緑として市民共有の財産と言えます。

- 市民の理解と愛着を深めるとともに、制度の活用を促進していくため、市報やホームページなどを活用した既指定の保存樹林や保存樹木の PR、表彰などの支援策の検討に努めます。

(2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全

2.5 歴史的な緑及び原風景を形成する緑の保全

狭山丘陵一帯に点在する寺や神社の敷地は、まちの歴史とともに育まれてきた歴史的な緑の風景となっています。また、一部の住宅に残されている屋敷林や防風林は、暮らしに育まれてきた原風景を形成する緑と言えます。

- 東京都と連携し、都市緑地法に基づく市民緑地制度や東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づく保存樹林など、多様な緑地保全制度の組み合わせにより、子どもたちに残したいふるさとらしい緑の景観（原風景）としての保全を検討していきます。



巖島神社と東大の狭山緑地

施策方針⑦ 都市公園施設の管理

(1) 都市公園の長寿命化

26 公園施設長寿命化計画の推進【重点取組】

市では、老朽化が著しい市内の都市公園を対象に「東大和市公園施設長寿命化計画(平成26年)」を策定しました。

- この計画に基づき、公園施設の適切な維持管理のもと、施設の機能保全とライフサイクルコストの縮減を推進します。



新しいテーブルベンチが設置された展望広場(東大和狭山緑地)

施策方針⑧ 緑のリサイクル

(1) 緑のリサイクルシステムづくり

27 剪定枝や落ち葉のリサイクル

市では、剪定枝破砕車両を保有し、農家の要請により出前でチップ化に対応しているほか、東大和狭山緑地の剪定枝等をチップ化して遊歩道などに使用しています。

- 公園や街路樹等の剪定枝のチップ化を進めるとともに、公園等での活用方法について検討していきます。

狭山丘陵の落ち葉については、古くから堆肥等をはじめ、農業に利用されています。

- 公園や街路樹の落ち葉については、堆肥化し公園等に還元するなどの活用方法について検討していきます。
- また、個人住宅の落ち葉については、自宅敷地内で生ごみに加えて、堆肥をつくる取組みなどを推奨していきます。



(2) 雑木林のサイクルの回復

28 雑木林における多様なサイクルの回復【重点取組】

東大和狭山緑地では、市民団体により萌芽更新が行われ、剪定枝等のチップ化や落ち葉の堆肥化、炭焼き体験などが行われています。

- 東大和狭山緑地等において、市民団体等と連携して、萌芽更新や下草刈りなど適正な管理に取組み、資源循環の形成や自然に対する人間の働きかけや自然とのふれあいの回復、さらには、生物多様性の保全・再生など、かつての雑木林のサイクルの回復に努めます。

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

施策方針① 公園・緑地等の適正な配置

(1) 公園・緑地等の配置計画

29 多様な緑の空間の配置【重点取組】

- 既に都市計画決定済みで未整備の街区公園や近隣公園、並びに市の条例に基づくことも広場については、財政状況に応じて、整備を検討します。なお、未整備の都市計画公園については、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）（平成23年）」の今後の改定に合わせた検討を行います。
- 地区計画を決定している東京街道団地地区では、緑のネットワークの構築により、ゆとりとうるおいが溢れ、安全に安心して住み続けられる住宅市街地の形成を目指しており、この実現に向けた公園・広場等の整備を進めます。
- また、歩いていける距離（概ね250m圏）に都市公園がない地域を中心に、都市緑地法に基づく市民緑地制度や市民緑地認定制度を活用した民間による市民緑地など、多様な緑の空間の配置を検討していくことで、近隣のコミュニティ形成や地区防災などに貢献していきます。

30 都市基幹公園の管理・活用

総合公園は、市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用のための公園で、都市の規模に応じ、面積10～50haを標準として配置することとされています。

- 市では、上仲原公園を総合公園として整備しており、今後も適正な維持管理を行うとともに、必要に応じて機能の更新を行うことで、レクリエーションの場を提供し、都市環境の保全、防災、景観形成などに貢献していきます。
- また、管理については、民間事業者等が保有するノウハウの活用による効果的・効率的な管理・運営に努め、住民サービスの質の向上、さらには、市民協働による管理・運営などを通じて公園の活用促進を図ります。



上仲原公園

運動公園は、都市住民全般の主として運動をするための公園で、都市規模に応じ、面積15ha～75haを標準として配置することとされています。

- 東京都は、市民体育館や市民プールのある都立東大和南公園を運動公園として整備しています。市では、公園の適正な維持更新や、必要に応じた機能更新などを東京都に要請していきます。



都立東大和南公園

施策方針② 市民ニーズに合った公園の整備・管理・活用

(1) 身近な公園づくり

3.1 地域の特性に応じた公園の整備・管理・活用

公園には、子どもの遊び場としてだけでなく、大人がゆっくりとくつろぐ場など、いろいろな世代の人々が思い思いに時間を過ごせる空間があることが求められています。一方で、子どもの多い地区、高齢者の多い地区など、地区によって様々な特性があります。

- 今後も適正な維持管理を行うとともに、多様な利用ニーズや地区の特性に応じて、公園整備や機能の再編を進めていきます。

また、地域の人口や年齢構成は、時代の経過とともに変化し、それに伴って、公園に対する市民ニーズも変化していきます。

- 老朽化した公園の再整備を行い、機能や魅力を向上させるとともに、指定管理者制度の活用や市民協働などにより活用促進を図ります。

(2) 安全・安心な公園づくり

3.2 誰もが安心して利用できる公園の管理

- 「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成 28 年）」や「東大和市公園施設長寿命化計画（平成 26 年）」などを踏まえ、誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの公園整備や、遊具等を安心して利用できるよう管理の充実を図っていきます。特に、子どもの遊び場となる公園では、防犯的視点から人の目の届きにくい死角を作らないことが重要です。

(3) 特色ある公園づくり

3.3 特色ある公園づくりの推進【重点取組】

市では、公園・緑地及びこども広場の更新・再整備を計画するにあたり、それぞれに個性を持たせ、地域のシンボルやコミュニティ形成の場として整備することにより、地域の活性化の拠点とすることを目的として「東大和市特色ある公園整備基本方針(平成 28 年)」を策定しました。

- 今後は、「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成 28 年）」で位置づけた以下の特色ある公園の各テーマについて、市民のニーズを踏まえながら、公園の整備を検討していくことを通じて、公園の活用促進、地域の活性化を図ります。

○主要な拠点となる公園のテーマ

- ①展望台のある公園 ②音楽堂のある公園 ③スポーツのできる公園
④魅力的な遊具のある公園 ⑤水遊びのできる公園

○補助的な公園のテーマ

- ①原っぱの公園 ②花づくりの楽しめる公園 ③ユニバーサルデザインの公園
④カラフルな遊具がある公園 ⑤冒険遊びができる公園 ⑥健康遊具がある公園
⑦水と親しめる公園 ⑧防災機能がある公園 ⑨味覚狩りができる公園
⑩オオムラサキなどの蝶が舞う公園

施策方針③ 緑と水によるネットワークの形成

(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成

34 花木を活かしたネットワークの形成【重点取組】

多摩湖周辺やその南側を通る湖畔通りの一部にはサクラが植栽されています。また、都立東大和南公園や東大和市駅から武蔵村山市方面へ伸びる“桜街道”（市道第2号線）の一部にもサクラが植えられています。

- 既存のサクラ等の花木を活かしつつ、公園・緑地をはじめ、道路や緑道、河川などへのサクラ等の花木の植栽を進め、花木による緑のネットワークを形成し、まちの個性を創出していきます。

(2) 歩道及び自転車通行空間の整備・活用

35 既存ルートの活用

市内には、多摩湖自転車歩行者道や武蔵野の路をはじめ、仲原緑地や水道緑地など歩行者や自転車が安全に通行できる緑道があります。

- 豊かな緑と水を守り育む快適なまちづくりを進めるため、これら既存ルートの積極的なPRなどにより、歩行者・自転車ネットワークの利用促進を図ります。
- また、ネットワーク間の幹線道路等には、自転車ナビマークの設置を推進し、自転車の通行空間の整備に努め、自転車の安全利用及び交通ルールの啓発を行っていきます。



多摩湖自転車歩行者道

36 幹線道路の歩道整備

- 幹線道路の新設や拡幅に合わせ、街路樹の整備された快適な歩行空間の確保に努め、安全で歩きやすい歩道の整備を進めます。
- なお、新たに街路樹を植栽する際には周辺の自然環境や生活環境等を考慮し、樹種を選定します。

37 河川管理用通路の活用

河川沿いの管理用通路は、うるおいと安らぎを与えてくれる空間です。

- 空堀川や奈良橋川の整備にあたっては、管理用通路を植栽したり、ベンチを設け水辺や生き物にふれあえる散策路となるよう東京都に要請していきます。



管理用通路（空堀川）

38 ウォーキングマップの活用促進

- 「東やまと 20 景」と「モニュメント（東大和市美術工芸品）」を紹介するウォーキングマップを広く市民に知ってもらい、本市の自然や文化財に親しみながら街の散策を行えるように PR していきます。

(3) 生態的なネットワークの形成

39 生物の移動・生息環境の維持

狭山丘陵は、多くの生物の生息空間となっています。

- 生活環境等への影響も考慮しながら、身近なところで生物とふれあえるよう、生物の生息環境を保全するとともに、市街地に点在する樹林地、街路樹、住宅地の緑など、生物の移動環境を形成している緑と水のネットワークの形成に努めます。
- 公園、学校の校庭などを利用したビオトープの空間など、トンボや野鳥などが生息できる水辺環境を維持していきます。

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

施策方針① 公共空間の緑化

(1) 公園の緑化

40 季節感のある植栽の実施

- 公園・緑地ではサクラ等の花木の植栽や花壇の整備など、まちに季節感を創出するように努めます。

41 植栽の適正な管理

公園の植栽の適正な管理は、良好な景観の形成や利用者の安心・安全の確保につながります。

- 維持管理にあたっては、樹種固有の自然樹形を考慮した剪定を行うとともに、視野の確保などにも留意し、景観形成と安全確保に努めます。

(2) 道路の緑化

42 季節感のある植栽の実施

- 道路の緑化にあたっては、周辺の自然環境や生活環境を考慮しながら、街路樹等に花木等の導入を進めるとともに、多様な主体との協働により植栽帯や植栽柵などに花壇の整備を行い、季節感や地域の特色を出すよう努めます。



市民花壇

43 ポケットパーク的空間の整備

街角の小さな緑のスペースは、交通の流れを気にせず市民がふれあう場として利用したり、高齢の方が休憩したりすることができます。

- ポケットパーク的な空間の整備を検討していきます。

44 道路の緑化及び街路樹の適正な管理

都市計画道路の整備にあたっては、道路の幅員構成を踏まえて道路緑化に努めることで、都市環境の保全、景観形成を図るとともに利用者の安全確保などにも寄与していきます。また、街路樹の適正な管理は、美しく秩序ある道路景観を創出するためにも大切な事です。

- 街路樹の剪定にあたっては、周辺的生活環境を踏まえつつ、街路樹の樹種がもつ固有の自然樹形を考慮した剪定を行い、自然的な要素を保った道路景観の形成に努めます。

(3) 公共公益施設の緑化

45 季節感のある植栽等の実施

- 公共公益施設の緑化には、花木の積極的な活用や花壇の設置など、季節感を出すように努めます。また、施設に特徴を与えるようなシンボル緑化にも努めます。
- 花壇の設置においては、生ごみやストックヤード等の活用による花の育成なども検討します。

46 接道部や建物等の緑化

- 公共公益施設の接道部や外周部は、生垣などにより緑化するよう努めます。
- また、施設の新設や改修の際には、屋上や壁面の緑化について検討します。

(4) 駅周辺の緑による顔づくり

47 駅周辺の緑と花による顔づくり【重点取組】

- 東大和市駅や玉川上水駅の周辺では、緑と花による修景を工夫し、それぞれに個性のあるまちの顔づくりを多様な主体との協働によって進めていきます。



玉川上水駅

施策方針② 緑化重点地区

(1) 緑化重点地区の緑化等の推進

48 緑化重点地区の指定【重点取組】

市が公園等を新設することが難しい中で、緑あふれる街をつくるためには、民有地も含めた緑化の検討が必要です。

- NPOや企業などが空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みである市民緑地認定制度の活用（導入）を検討します。また、同制度の導入に必要となる緑化重点地区については、市内全域とします。

基本方針4 市民・企業・行政の協働

施策方針① 緑化のしくみづくり

(1) 公園・緑地等の計画・整備・管理・活用

49 多様な主体の連携・協働による計画・整備・管理・活用

- 狭山丘陵の生態系を守り、保全していくため、東大和狭山緑地について市民や市民団体、市などが連携・協働し、維持管理の充実を図っていきます。
- また、市民にとって公園・緑地をより身近なものとしていくために、市が整備する公園・緑地については、計画段階から市民が参加できる仕組みをつくり、管理や活用においても市民と行政の協働体制が図れるよう検討します。
- さらに、市内のボランティア組織の形成状況も踏まえて、近年各地で取組みがみられる「アダプト・プログラム」の導入についても検討します。

50 民間活力による公園の計画・整備・管理・活用

公園・緑地等の施設の老朽化が進む中で、財政的制約等から市では公園の整備や維持管理、更新への投資に限界があります。

- 都市公園の魅力向上や活用促進、施設整備・更新を持続的に進めていくため、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）など、企業等の民間活力による都市公園整備や管理運営の手法について導入を検討します。

51 市民花壇の整備【重点取組】

- 公園やこども広場の敷地の一部、駅前広場や道路の植樹帯等に、市民団体や地域住民が花を植え、管理できる花壇の整備を進めます。



東大和市駅

52 市民参加による街路樹等の管理

地域や企業の方々が道路の美化清掃に参加し、市とともに快適な道づくりを進める「ボランティア・サポート・プログラム」や「アダプト・プログラム」などの取組みが全国で進んでいます。

- 市内の道路において、街路樹等の管理を従来どおり市が一元的に行うのではなく、市民や企業による管理への参加・協力について検討します。

施策方針② 緑化の支援体制づくり

(1) 多様な活動の支援

53 ボランティア等の育成・支援【重点取組】

緑地の保全、緑化の推進には、市民の参加と協力が不可欠です。現在、市に登録している「緑のボランティア」が、東大和市駅前、野火止用水、公園、道路などの花植えや美化活動を行っています。

- この「緑のボランティア」の仕組みを効果的に活用し、市民と行政の協働による緑化を推進していくとともに、緑地保全・緑化活動のリーダー等の育成や支援を進めていきます。また、新たなボランティアを育成するため、ティーンエイジャー・未就学児と母親の親子・中年の方・60才以上の方など、対象を細分化した講座の開催や、ボランティアの楽しさをホームページやチラシ、アプリ等でPRすることで、参加率が増加するよう工夫し、実施していきます。
- 市内各地では、緑を守り育てる市民団体の活動も行われています。こうした市民団体等によるネットワークづくりを支援し、環境保全活動のために必要となる情報を提供していきます。

(2) 緑化知識習得機会の創出

54 講習会や園芸教室等の開催の推進

市では、ガーデニング等の講座を開催しています。

- 市民の緑化知識の向上を図るため、各種の講習会や園芸教室等の開催を企画・推進していきます。

(3) 情報発信機能等の強化

55 情報発信機能等の強化

- 市報やホームページ、SNSなどの媒体を活用し、緑に関する総合的な情報を提供・発信していきます。
- また、市民活動の支援を行うために、速やかな情報提供ができ、市民団体相互の情報交換がスムーズに行えるようなシステムづくりに向けて検討を行います。
- さらに、タウンミーティングなどの機会を通じて、市民の緑に関するニーズ等の把握に努めます。



タウンミーティング

(4) 環境緑化基金の活用推進

56 環境緑化基金の活用推進

市では、自然環境の保護や市街地の緑化推進等のため、「東大和市環境緑化基金」を設けています。

- この基金を活用し、東大和狭山緑地の用地の取得などの事業を推進していきます。

●コラム7 「緑のボランティア」とは？

東大和市では、良好な環境の保全・回復及び創出を目的に、市民と行政の信頼関係に基づいて「緑のボランティア」制度を実施しています。市内に居住又は通勤若しくは通学する個人、団体等意欲のある方々を対象に公園や緑道等、都合の良い時期・時間に自主的に活動していただいています。

「緑のボランティア」は、市に申込みいただき、市から登録証を発行しています。

●活動紹介 東大和市駅前広場の花植え

行政が主催で「緑のボランティア」と有志の方々にご協力いただき、東大和市駅前広場に花植えを実施しています。平成26（2014）年から始まり、平成30（2018）年11月で8回目の開催となりました。各回10～20人程度の方々に参加していただいています。



緑のボランティア活動



ご興味のある方は、環境課までご連絡下さい。
環境課（内線番号1271）

●活動紹介 環境省「みどり香るまちづくり」企画コンテスト入賞

住みよいかおり環境を創出しようとする地域の取組みを支援する環境省主催の「みどり香るまちづくり企画コンテスト」で、平成28（2016）年度に、市民団体（ふれあい園芸サロン・なでしこ、健康の森プロジェクト）と「緑のボランティア」が企画した「健康のまちづくり～花と香りに誘われて公園に出かけよう」が入賞しています。



向原中央公園
出典：環境省

●公園や道路の植樹樹、歩道等にある市民花壇

「緑のボランティア」以外にも、公園や市役所通りなど、地域の方々のご協力で花壇を整備していただいている場所があります。



東大和南公園



市役所通り

施策方針③ 緑の普及・啓発

(1) イベントの開催

57 市民参加イベントの開催【重点取組】

緑の保全やごみの問題等、環境をテーマにした「環境市民の集い」が、実行委員会の企画により運営されています。

- 会場では、緑化コーナーやホタルの展示、苗木の配布など、緑に関する催しを展開しており、今後も充実に努めていきます。



環境市民の集い

また、近年、創意と工夫に富んだ家庭緑化やベランダ緑化が行われています。市では「東大和市特色ある公園整備基本方針（平成28年）」に基づいて「花づくりの楽しめる公園」や「花づくり講座」などを検討しています。

- 市民の花づくりの活動と連携しながら、緑化推進のための啓発事業として、ガーデンコンテスト等の開催を検討していきます。
- さらに、緑や自然に対する理解を深められる自然観察会等の開催や、自然の中で楽しく遊びながら、生態系や自然環境について学べるような体験プログラム等を提供していきます。

(2) 緑化の奨励

58 住宅地の緑化の奨励

住宅地では、市民の安全で快適な生活環境を確保することが大切です。

- 個人住宅敷地の緑化とブロック塀の生垣化の推進等、安全で快適な生活環境と良好なまち並みの景観形成を推進します。



住宅地の緑化

59 工場・事業所の緑化の奨励

工場や事業所では一定の緑化が行われています。

- 緑化に積極的な工場や事業者の PR 等を実施することで緑化の取組みの推進を促し、周辺環境との調和や景観の向上を図ります。



工場の緑化

60 商店街の緑化の奨励

- 商店街などの限られた空間における接道部緑化やプランター・鉢植えなどの緑化への取組みの PR 等を実施することにより、華やかでにぎわいのある商店街の形成を図ります。

61 駐車場の緑化の奨励

- 駐車場は、夏場に気温が上昇し、周辺の微気候にも影響を与えるため、駐車場の植樹と外周部の生垣化、芝生駐車場を奨励するとともに、緑化に取り組んでいる駐車場の PR に努めます。



駐車場の緑化

62 保存生垣制度活用の奨励

東大和市みどりの保護・育成に関する条例、規則により保存生垣の指定を行っています。

- 今後とも、この制度を維持していくとともに、市民への PR など制度活用の奨励に努めていきます。

63 街づくり条例や地区計画制度を活用した緑化の推進

平成22年10月に、協働による街づくりの推進を目的に「東大和市街づくり条例」を施行しました。条例では、市民のまちづくりへの主体的な取り組みや開発事業者の良好な環境の確保などの責務を示しています。

- 「東大和市街づくり条例」及び「東大和市みどりの保護・育成に関する条例」に基づき、開発事業者と協議を行い、計画的な緑化の推進を図っていきます。

また、地区計画では、垣又はさくの構造、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限を定めることができます。

- 地区計画の活用等により、地域特性に応じた良好な環境の確保や景観形成に努めます。

(3) ガイドブック等の作成

64 緑のガイドブック等の作成

- 公園・緑地やその他の緑の資源を紹介する「緑のガイドブック」の作成や、緑地保全や緑化等の行動メニューを示したパンフレット等の作成を検討します。
- また、どのような場所にどのような植栽を行ったらよいか、管理はどのようにしたらよいかなどの方法について、わかりやすく解説した緑化マニュアル等を作成し、市民や開発事業者に対して情報提供を行います。

(4) 緑の調査・教育

65 市民協働による自然環境の調査・学校教育との連携

東大和市郷土博物館では、野鳥やチョウなどの調査を実施しています。

- 今後も、植生や野鳥・動物の生息状況などの自然環境調査を行うとともに、市民協働による調査も検討していきます。
- また、学校教育と連携し、自然環境を学ぶカリキュラムを取り入れ、子どもたちが直接自然に触れる機会をつくり、環境保全の大切さと自然に対する愛着を育みます。
- さらに、学校での総合的な学習の時間などでの環境教育を支援するため、出前講座として講師派遣や学校職員への環境意識を高める研修を実施していきます。

第6 将来像を実現するための計画

4 計画の推進に当たって

本計画を着実に推進するために、以下の取組みを行います。

(1) 推進体制の確立

本計画の実効性を確保するために、以下のような推進体制を確立します。

ア 庁内会議における進捗管理

施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の関係部課において進捗状況の点検を行うとともに、関係部課が進捗状況等について情報共有し、連携することにより、施策の進捗を図ることを目的として庁内会議を開催します。なお、庁内会議に関しては、本計画の関連計画である東大和市環境基本計画の推進体制に組み込むなど、効果的な運用に努めます。

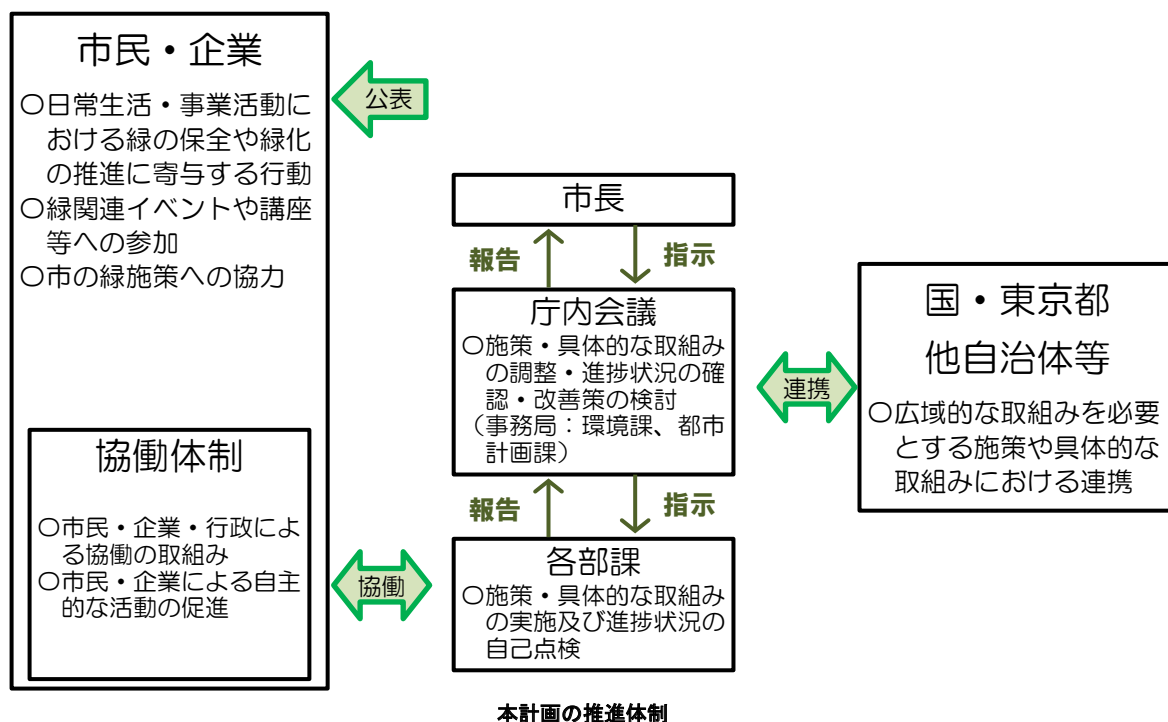
イ 協働による取組みの推進

本計画では、「市民・企業・行政の協働」を基本方針の1つに位置づけています。

協働による取組みが円滑に推進されるように、市は、本計画に位置づけた施策や具体的な取組みの周知・浸透を図ります。また、市民・企業の自主的な活動の立ち上げや充実に對する支援を行うものとしします。

ウ 国・東京都・他自治体等との連携

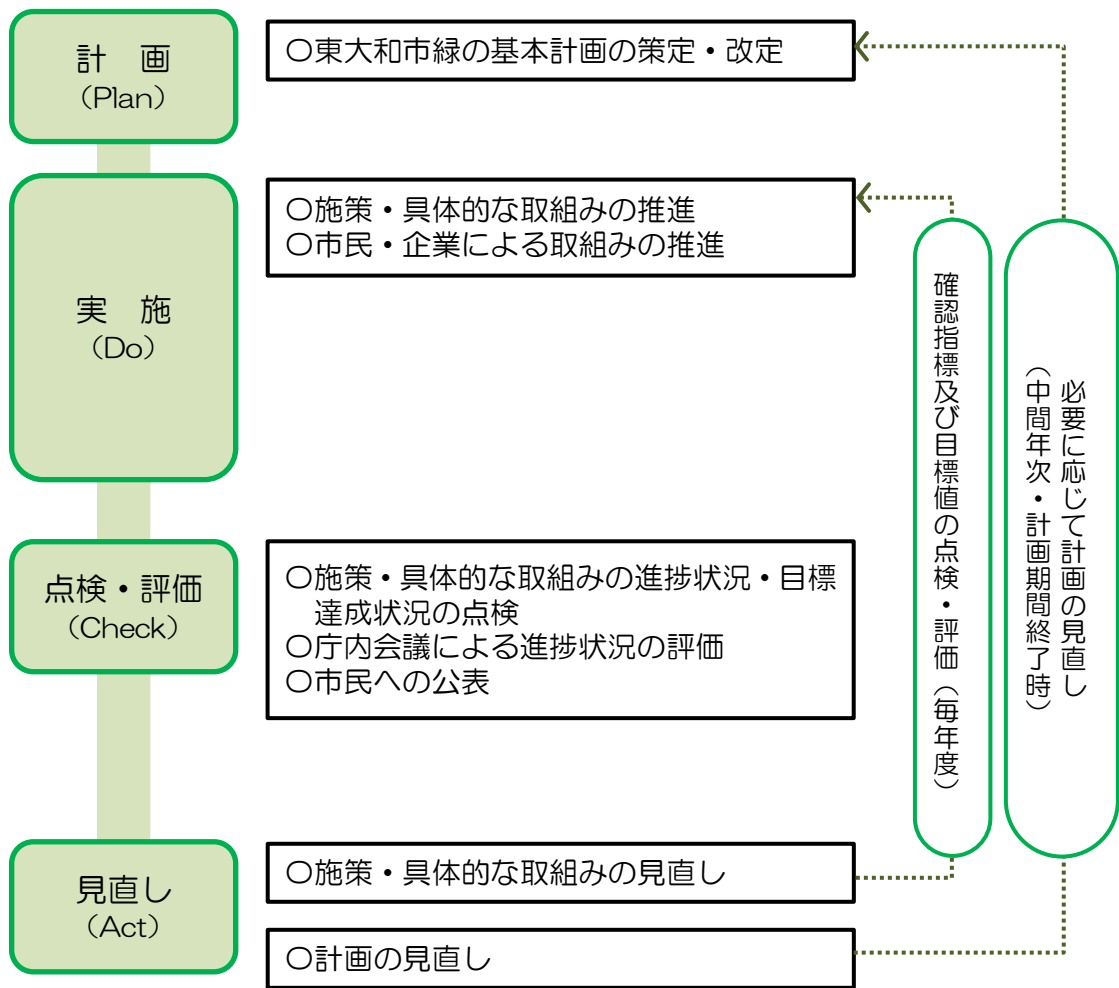
本計画では、「狭山丘陵の活用促進に関する広域連携の推進」や「河川の水質向上・浄化対策」などにおいて、他の行政機関との広域連携の取組みを位置づけています。これらの取組みに留まらず、広域的な取組みを必要とする施策や具体的な取組みについては、国や東京都、他自治体等と協力して、その推進に努めます。



(2) 推進管理の実施

本計画は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）といったPDCAサイクルの流れに基づき、計画の進行管理を行います。

計画期間の中間年次である平成35年（2023年）頃を目途にして、「1 施策の体系」で位置づけた具体的な取組みの進捗状況、「第5 緑と水の将来像と基本方針」の「6 計画の目標（緑地の確保目標量）」で掲げた目標の達成状況などをもって、計画の進捗状況を点検・評価して公表します。また、必要に応じて、意見等を踏まえ、施策や具体的な取組みの進め方や本計画の見直しを行うものとします。



本計画の推進管理の流れ

(3) 計画推進のための財源の確保

緑と水の将来像「緑と水の都市」の実現に向けて、4つの基本方針ごとに位置づけた具体的な取組みには、土地の公有地化や施設の整備、さらには維持管理等の費用が必要になります。また、近年の厳しい財政状況の下で、緑に関連した事業に関する財源の確保も厳しさを増しています。

このような状況下においても、緑と水の保全・活用及び緑化を着実に進めていくためにも、具体的な取組みにも位置づけた、環境緑化基金の活用推進、都市緑地法に基づく市民緑地認定制度、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）など、民有地や民間資金等の活用などを進めていくほか、以下のような取組みを行うことで、計画推進のための財源を確保していきます。

ア 公益法人や民間の基金の積極的活用

公益財団法人東京都公園協会では、緑豊かなまちづくりをめざし、都民とともに都内の民有地の緑を増やすために、東京都都市緑化基金を創設し、民間施設の緑化工事やボランティア団体による緑化活動への支援のほか、都市緑化への理解を広げる普及啓発活動を続け、緑化推進に取り組んでいます。

また、近年、企業が社会貢献活動（CSR）などの一環として、緑の保全や緑化などの活動に対して、独自の基金を設置しています。

市民団体等の緑や水に関連する活動に対しては、行政の支援に加えて、これらの基金等の情報を収集・提供し、積極的な活用を促進します。

イ 補助・支援制度の積極的活用

公園・緑地の整備や維持管理、施設の更新のほか、緑や水に関連する活動に対する、国や東京都の各種補助金制度や支援制度などの積極的な活用を検討します。

ウ 市の緑資源や公園施設等を活用した新たな収入確保

狭山丘陵をはじめとした東大和市の緑資源や公園施設等を活用した新たな収入確保として、公園施設等に対するネーミングライツの活用などの新たな方策を検討します。



ネーミングライツ活用例
(東大和市 Rond 桜が丘フィールド)

エ 東大和市環境緑化基金の充実

東大和市環境緑化基金の趣旨（自然環境の保護、市街地の緑化推進、資源循環の推進、環境負荷の低減等）を積極的にPRすることなどにより寄附を募るなど、基金の充実を図ります。

オ 森林環境譲与税の効果的活用

平成31（2019）年度から自治体に譲与される森林環境譲与税については、森林整備や森林整備のための人材育成、木材利用の促進・普及啓発など、効果的な活用を検討します。